

異常気象時、非常時の対応について(お知らせ)

1 暴風警報の発表に関して

(1) 登校前に、春日井市(または「尾張東部」「愛知県西部」)に暴風警報が発令された場合

暴風警報	授業	注意点
午前7時までに解除された場合	平常通り授業を行います	「弁当」か「給食」か、前日に連絡があります
午前7時～午前11時までに解除された場合	5時間目から授業です	家で昼食をとり、13:30までに登校してください
午前11時を過ぎても解除されない場合	学校は休みです	自宅で安全に待機してください

(2) 登校後に発令された場合

- ① 授業を中止し、安全を確認して児童をすみやかに後日調査する緊急下校の方法で、下校させます。
- ② 児童が帰宅しますので、保護者の方は、出来る限り早く帰宅してください。
- ③ 給食を食べずに帰ることも考えられます。その際、家での食事の用意をお願いします。
- ④ 家に入れない児童・通学路等の状態により下校困難な児童は、学校に待機させます。学校待機の届出を出している方は、なるべく早いお迎えをお願いします。

2 特別警報(大雨・洪水等で数十年に一度の規模が予想されるもの)が発令された場合

(1) 登校前に、春日井市(または「尾張東部」「愛知県西部」)に「特別警報」が発令された場合

- ① 午前7時の段階で「特別警報」が発令されている場合は、休校となります。
- ② その日のうちに、特別警報が解除されても、登校させないでください。

(2) 登校後に発令された場合

- ① 午前7時から本校の始業時間までに「特別警報」が発令された場合も休校です。
- ② この場合、児童がすでに登校してしましたら、「学校待機」とします。
- ③ 発令後、即時に授業等を中止し、児童を校内の安全な場所で待機させます。
- ④ その後、「特別警報」が解除されても、災害の状況及び気象、通学路の状況等から、児童の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ、児童の安全を確保します。
- ⑤ 「特別警報」解除後、安全の確認ができた場合は、学校からホーム&スクール、学校ホームページで、ご連絡させていただく時間に「お迎え」をお願いします。

3 「南海トラフ地震に関する情報」に伴い、自宅待機等の指示が出た場合及び大地震(震度5弱以上)が発生した場合

(1) 登校前に指示が出たり、大地震が発生した場合

- ① 自宅で待機します。(登校しない)

(2) 登下校中の場合

- ① 帰宅を原則としますが、すでに登校している場合や距離が近く学校へ行った方がよいと児童が判断した場合には、学校で待機させます。保護者の方は速やかな「お迎え」をお願いします。

(3) 始業後の場合

- ① 授業を中止し、全員、引き渡し下校をします。
- ② 児童は担任と教室で待機しますので、保護者の方は教室で児童を引き取ってください。

4 大雨警報・洪水警報が発令された場合

- ① 安全を確認し、平常通り登校させてください。
- ② 通学路等が危険と判断されたときは、学校に連絡をし、登校可能になるまで自宅待機をさせてください。

5 その他の異常気象、緊急事態(地震・Jアラート等)発生の場合

- ① 児童が登校する際に、登校が危険だと考えられる場合は、保護者や地域の方の判断で自宅で待機させてください。その際は、必ず学校(電話:91-2556、FAX:91-2564)に連絡してください。
- ② 状況によって、始業時刻を遅らせる場合もあります。

6 その他

- ① インターネット、テレビのデータ情報(dボタン)、本校ホームページ、ホーム&スクール等から、正確な情報を入手してください。
(ただし、緊急時には、メール等の送信が集中し、受信時刻に大幅な差が生じますので、ご注意ください。)
- ② 台風については、その強さや進路からみて、前日または当日の午前7時までに、休校が決定される場合もあります。